

令和6年第12回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和6年11月8日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室1において、第12回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員19名】

1番 井上 ながえ	2番 師岡 昭徳	3番 星野 洋子
4番 信國 政吉	5番 鳥巢 良彦	6番 大坪 茂
7番 大隅 高博	8番 田子森 静男	9番 空閑 正樹
10番 森高 繁美	11番 江藤 博文	12番 水上 庸子
13番 林 憲昭	14番 山内 一男	15番 田中 敏朗
16番 内田 英彦	17番 畑 和徳	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

【農地利用最適化推進委員15名】

20番 唐川 富雄	21番 高良 悟	22番 日野 孝紀
25番 大内田 豊年	26番 安陪 廣重	27番 松岡 光夫
28番 山崎 徳松	30番 小林 繁隆	31番 鬼塚 清明
32番 岩下 豊	34番 篠原 新二	35番 平井 豊子
36番 石井 仁美	37番 森 順仁	38番 矢野 一彦

(※21番・23番・27番・31番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 樋口 博幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松尾 康年

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	日野 清宝
事務吏員	渡 辺 晃
事務吏員	川 波 貴敬
事務吏員	岩 切 範宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 農地管理係 森 田 誠 市

(開会 14:00)

8. 議 事

- 議 長 ただ今より、令和6年第12回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員19名、農地
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）15名であります。
会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に9番空閑委員、10番森高委員を指名いたします。よろしくお願いします。
それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約
通知について」事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議 長 事務局。
事務局 （川波）議案朗読をもって説明
10ページまで54件ございます。以上、報告いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から54番までを一括とし、質問や意見のある
方は挙手にて議席番号、名前をお願いします。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。
11ページをお開きください。次に、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）に
ついて」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議 長 事務局。
事務局 （川波）議案朗読をもって説明
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
農業振興課（森田）挙手
- 議 長 農業振興課。
農業振興課 （森田）詳細について説明
12ページをお願いします。利用権設定の内訳ですが、今回利用権の設定がなされました。
設定面積1,109,814.59㎡の内訳です。真ん中より右の新規の設定面積、更新の
設定面積があり、この二つの面積を設定しております。続いて13ページをお開き下さい。
こちらの方は、地区ごと及び貸借の期間ごとの明細表となっております。5年間の貸借が多
く約半数を占めており、続いて10年間の貸借が多く、今回は20年間の貸借もある。更新
時期となっておりますので、このような状況になっています。以上です。
- 議 長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。

14ページをお開き下さい。次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局。

（岩切）議案朗読をもって説明

審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の13番林委員、32番岩下委員、15番田中委員、25番大内田委員を指名いたします。

次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局。

（岩切）審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の15番田中委員、25番大内田委員を指名いたします。次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局

（岩切）審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の19番樋口委員、34番篠原委員を指名いたします。次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局

（岩切）審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号4番について、担当地区委員の12番水上委員、28番山崎委員を指名いたします。次に、審議番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局

（岩切）審議番号5番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号5番について、担当地区委員の19番樋口委員、34番篠原委員を指名いたします。次に、審議番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局

（岩切）審議番号6番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号6番について、担当地区委員の18番林委員、33番熊谷委員を指名いたします。次に、審議番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局

（岩切）審議番号7番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号7番について、担当地区委員の8番田子森委員、20番唐川委員を指名いたします。次に、審議番号8番について、事務局の説明を求めます。

事務局

（岩切）審議番号8番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号8番について、担当地区委員の8番田子森

委員、20番唐川委員を指名いたします。次に、審議番号9番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号9番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号9番について、担当地区委員の8番田子森委員、20番唐川委員を指名いたします。次に、審議番号10番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号10番についてあっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号10番について、担当地区委員の8番田子森委員、20番唐川委員を指名いたします。次に、審議番号11番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号11番についてあっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号11番について、担当地区委員の19番樋口委員、34番篠原委員を指名いたします。

審議番号1番から11番を一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号1番から11番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、議案第1号は可決致しました。

17ページをお開き下さい。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 (川波) 朗読をもって説明

21ページまで13件ございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。

議長 審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。12番水上委員。

12番挙手

議長 12番水上委員。

12番 (水上委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地及び契約については、議案書記載のとおりです。申請理由は、譲受人はずいぶん前から申請土地を耕作していたそうです。数年前から体調を崩されており、一時荒れた状態があったそうです。進入路の入口が狭く、軽トラは勿論農機具が譲受人の敷地内を通らないと出入りができない状態です。このような状況ですが、譲受人は少し高齢ではありますが、娘さんと一緒に野菜を作りたいということで、話がまとまったそうです。特に問題はないと思われます。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足はございませんか。

28番 (山崎委員) この農地は、奥の方が段々畑で草が茂り、マムシ等がいたりしましたが、譲渡人が耕作できないということで、譲受人がここで野菜を作っていくことで話が進みました。

議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は許可といたします。
次に、審議番号 2 番について、担当委員の説明を求めます。4 番信國委員
4 番挙手
議 長 4 番信國委員。
4 番 (信國委員) 審議番号 2 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約につ
いては、議案書記載のとおりです。申請理由として、譲渡人は高齢のため、離農というこ
とで、譲受人に売買するということです。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議
方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足はございませんか。
3 5 番 (平井委員) 譲受人が現在耕作されてあります。譲渡人の方から売買の要望がありました。
議 長 審議番号 2 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 2 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号 2 番は許可といたします。
次に、審議番号 3 番について、担当委員の説明を求めます。4 番信國委員。
4 番挙手
議 長 4 番信國委員。
4 番 (信國委員) 審議番号 3 番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地、契約につい
ては、議案書記載のとおりです。申請の理由については、譲受人が果樹類の生産をするために
譲渡人と売買するということです。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。特に問題は
ないと思われます。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
3 5 番 (平井委員) ありません。
議 長 他に、審議番号 3 番について質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 審議番号 3 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号 3 番は許可といたします。
次に、審議番号 4 番及び 5 番については、関連がありますので、一括して担当委員の説明を
求めます。9 番空閑委員。
9 番挙手
議 長 9 番空閑委員。
9 番 (空閑委員) 審議番号 4 番、5 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契
約については、議案書記載のとおり交換です。4 番の譲受人は、面積を減らしたくないとい
ことで、譲受人と譲渡人の土地を交換することになりました。若干面積の差はありますが、
お互いに了承済みということで確認しています。相手方の要望によるものです。契約の内容
は交換ということです。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願
いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 4 番及び 5 番について、一括として質問や意見は
ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 4 番及び 5 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号４番及び５番は許可といたします。
次に、審議番号６番について、担当委員の説明を求めます。９番空閑委員。
９番挙手

議 長 ９番空閑委員。
９番 （空閑委員）審議番号６番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲受人は会社を退職されて、専業農家となっています。もう少し規模拡大をしたいということです。現地を確認しましたところ、野菜を栽培されていました。米は刈り取られた跡でした。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
議 長 審議番号６番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号６番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号６番は許可といたします。
次の審議番号７番は、私が担当委員になっていますので、議長を林副会長に交代致します。

副会長 議長を交代しました。審議番号７番について、担当委員の説明を求めます。１９番樋口委員。
１９番挙手

副会長 １９番樋口委員。
１９番 （樋口委員）審議番号７番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。申請地は、譲受人が耕作をされていました。譲渡人は後継者がいないということで、譲受人と売買が成立しています。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

副会長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
３４番 （篠原委員）ありません。

副会長 審議番号７番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

副会長 なければ、審議番号７番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

副会長 賛成多数と認め、審議番号７番については許可といたします。議長を樋口会長と交代致します。

議 長 議長を交代しました。次に、審議番号８番について、担当委員の説明を求めます。１５番田中委員。
１５番挙手

議 長 １５番田中委員。
１５番 （田中委員）審議番号８番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。申請理由としては、譲渡人は、譲受人に十数年前から農地を貸しておりました。譲渡人は体調も悪いので、譲受人の方に贈与という形になっております。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
２５番 （大内田委員）特に、ありません。

議 長 審議番号８番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号８番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 8 番は許可といたします。
次に、審議番号 9 番について、担当委員の説明を求めます。13 番林委員。
13 番挙手

議 長 13 番林委員。
13 番 (林委員) 審議番号 9 番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。申請理由としては、譲渡人は規模縮小です。譲受人は規模拡大ということで売買となっております。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
32 番 (岩下委員) この土地は、譲渡人の農地の奥に譲受人の農地があります。出入りもできないような状況にあり、今回の相談があったようです。

議 長 審議番号 9 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 9 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 9 番は許可といたします。
次に、審議番号 10 番について、担当委員の説明を求めます。13 番林委員。
13 番挙手

議 長 13 番林委員。
13 番 (林委員) 審議番号 10 番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲受人は、記載のと通りの住所ですが、申請地付近に古民家がありまして、そこをリフォームし、すぐ横に畑 100㎡、150㎡の農地があります。家庭菜園をされ、リフォームした家をセカンドハウスとするようで、隣接する農地も欲しいということでした。譲受人、譲渡人と合意され売買となっております。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
32 番 (岩下委員) ありません。

議 長 審議番号 10 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 10 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 10 番は許可といたします。
次に、審議番号 11 番について、担当委員の説明を求めます。11 番江藤委員。
11 番挙手

議 長 11 番林委員。
11 番 (江藤委員) 審議番号 11 番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲受人は、譲渡人と賃借権契約を行い、申請土地で博多万能ねぎを栽培しております。譲渡人が体調不良により離農することとなりましたので、申請土地の賃借契約を解約し、売買するものです。譲受人は今後も継続して、博多万能ねぎを栽培意向であり、特に問題はありません。また、譲受人は農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 11 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 11 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 11 番は許可といたします。
次に、審議番号 12 番について、担当委員の説明を求めます。18 番林委員。
18 番挙手

議 長 18 番林委員。
18 番 (林委員) 審議番号 12 番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。この農地は、譲受人のすぐ家の前にありまして、家庭菜園にしたいということで、譲渡人の方に相談しています。もともと、家族は農家でありましたが、この際後継者の名義にしたいということで、新規就農ということになっています。特に問題はありません。また、農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 12 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 12 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 12 番は許可といたします。
次に、審議番号 13 番について、担当委員の説明を求めます。10 番森高委員。
10 番挙手

議 長 10 番林委員。
10 番 (森高委員) 審議番号 13 番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。この農地は、観光ぶどう園です。譲渡人は高齢のため営農継続が困難で、譲受人の方に購入して欲しいということです。譲受人は荒れている農地を借りて、荒れ地解消を積極的にされている方です。また、農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
36 番 (石井委員) ありません。

議 長 審議番号 13 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 13 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 13 番は許可といたします。
ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。
14 時 50 分まで休憩します。

14 時 42 分休憩
15 時 05 分再開

議 長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。22 ページをお開きください。次に、議案第 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明。23 ページまで 6 件でございます。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 事務局の説明はおわりました。それでは、審議番号 1 番について担当委員の説明を求めます。
7 番挙手

議 長 7 番大隅委員。

- 7 番 (大隅委員) 審議番号 1 番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の理由は、事業拡大による既存資材置き場が手狭になってきたため、大型トラックを入りやすくするため整備をするものです。契約は賃貸借です。参考事項として、既存資材置き場 9 2 0 . 1 6 m²です。農地法の運用につきましては、宅地化が見込まれる区域内の農地に該当します。農地の区分は第 2 種農地。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号 1 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は承認いたします。
次に、審議番号 2 番について、担当委員の説明を求めます。7 番大隅委員。
7 番挙手
- 議 長 7 番大隅委員。
7 番 (大隅委員) 審議番号 2 番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。契約は使用貸借になります。転用の目的は自己用住宅。転用の理由は、現在借家住まいで手狭となったため、父の土地を借りて息子さんが自己用住宅を建築するものです。参考事項は、居宅 1 棟 1 3 8 . 8 6 m²です。農地法の運用については、宅地化が見込まれる区域内の農地に該当します。農地の区分は第 2 種農地です。契約は使用貸借です。参考事項として、汚水は下水道に接続します。雨水は、道路の反対側の側溝に流すそうです。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 2 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号 2 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号 2 番は承認いたします。
次に、審議番号 3 番について、担当委員の説明を求めます。7 番大隅委員。
7 番挙手
- 議 長 7 番大隅委員。
7 番 (大隅委員) 審議番号 3 番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。周りが住宅地になってしまい、稲作もできないような状態になっていますので、売買する意向のようです。転用の目的は、特定建築条件付売買予定地 3 区画です。転用の理由は、申請地周辺は住環境がよく需要が見込まれるため、住宅地として整備をするものです。水利については水が通るように付け替えて欲しいと条件があるようですので側溝ができるようです。契約は売買になります。参考事項は、分譲地 3 区画です。農地法の運用については、宅地化が見込まれる区域内に該当します。農地の区分は第 2 種農地です。汚水は下水道に接続します。雨水は、前の側溝に流すそうです。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 3 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号 3 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号 3 番は承認いたします。
審議番号 4 番は、私が担当委員となっておりますので、議長を林副会長と交代致します。
副会長 議長を交代しました。次に、審議番号 4 番について、担当委員の説明を求めます。
1 9 番挙手

[illegible]

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 1 番について、質問や意見はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議 長 なければ、審議番号 1 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、議案第 5 号は承認とし、市長に通知いたします。
以上を持ちまして、すべての議案等の審議が終了しました。

（会議終了時刻 15：20）